



News Release

令和7年4月10日

「米国関税措置等に係る特別相談窓口」の設置について

鶴岡信用金庫は、「米国関税措置等に係る特別相談窓口」を全営業店に設置し、下記のとおり対応することをお知らせいたします。

記

1. 設置目的

米国関税措置等に伴う影響により、中小企業・小規模事業者の経営に支障が生じないよう、特別相談窓口を設置するものです。

2. 名称・設置場所・受付時間

名 称	「米国関税措置等に伴う特別相談窓口」
設 置 場 所	全営業店
受 付 時 間	平日 9:00 ～ 15:00

3. 設置日

令和7年4月10日（木）から当面の間

4. 相談内容

今般の米国関税措置等に伴う、

- (1) 金融取引の全般的な相談
- (2) 事業者向け融資および条件変更の相談
- (3) 経営改善支援や事業再生支援に関する相談
- (4) 住宅ローンの条件変更、消費者ローンの借換に関する相談・・・など

以 上

<本件に対するお問合わせ先>

鶴岡信用金庫 融資部 TEL: 0235-22-2598

つなぐ力で100年幸せな街づくり

鶴岡信用金庫 総合企画部 広報課 <http://www.tsuruoka-sk.jp/>

〒997-0035 鶴岡市馬場町1番14号 TEL 0235-22-0059